尼崎市立下坂部小学校 校 長 杉本 浩美

## 非常変災時における臨時休業および登下校について

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。 平素は、本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。 さて、見出しのことについてお知らせいたします。

## 1 『尼崎市』に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」およびこれらにかかる「特別警報」のいずれかが発令された場合

登校前は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報をもとに、各家庭で確認してください。ただし報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合がありますので、『尼崎市』が含まれているか必ず確認してください。

\*気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット http://bosai.net/ への登録をおすすめします。

登校状況	時 刻	気象状況	対 応
登校前	<b>午前7時</b> 現在	上記警報発令	自宅待機 ・午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報 に注意。
その後 (自宅待機中)	<b>午前9時</b> までに状況に <b>変化あり 午前9時</b> 現在	上記警報が 午前9時までに <b>解除</b> 上記警報が そのまま <b>発令中</b>	授業実施 ・解除された時点で安全に注意して登校。 ・給食は実施する。  臨時休校 ・午前9時以降に解除された場合も、そのまま全日 臨時休業。
登校後	在校中	上記警報発令	児童が在校時に上記警報が発令されたとき 教師引率のもと地区別集団下校 ・警報発令が午前11時までに発表された場合は、 給食を中止して下校する。 ・下校させることが危険だと判断した場合は、 児童を学校に待機させ、保護者に迎えに来てもら い、引き渡す。(メール配信等で連絡)

<sup>※</sup>前日のうちに、大型の台風などが直撃するなど、警報等の発令が予想される場合で、市教育委員会が 臨時休業の判断をした場合には、前日のうちに臨時休業となります。その場合は、文書、メール配信等 で連絡します。(市 HP 等でも発表されます。)

## 2 地震発生の場合

登校状況	地 震	対 応
授業日の前日 および 当日登校前	震度5以上の 地震が発生	臨時休業
登校後	震度5以上の 地震が発生	<ul><li>・地震が発生した時点で、授業を中断し、避難行動をとる。</li><li>・被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を安全な場所に待機させる。</li><li>・保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。</li><li>(メール配信等で連絡)</li></ul>
下校中	震度5以上の 地震が発生	・児童は、最も安全と考える場所(学校、自宅、頑強な建物等)に避難する。 ・学校は児童の安全を確認する。(校内、通学路、公園等) ・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、校内にいる 児童を安全な場所で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。(メール配信等で連絡)

## 3 その他

- (1)非常変災等により、学校において電気または水道のライフラインが途絶した場合は、臨時休業とします。
- (2)児童ホーム・こどもクラブは、非常変災等にともない小学校が臨時休業となった場合は、休所・中止となります。
- (3)学校付近で局地的な豪雨やその他の災害(ガス爆発、火災、雷等)が発生した場合は、緊急に臨時休業や通学路変更等の措置をとることもあります。(メール配信等で連絡)
- (4) 自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、ご家庭の判断で登校を見合わせてください。

以上